



Kompass Accounting Co., Ltd.
代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第10回 駐在員のための会計基礎講座 - 経済不況下の会計 -

世の中は、経済不況の真っ只中、弊社にとっても経済不況は初体験で、どうなることやらヒヤヒヤものですが、「なんくるなるさ」の精神で何とか頑張っています。(チナミオキナワケンミンデハアリマセン) 皆さんも理想を捨てず、頑張って不況を乗り越えましょう！(o^v

ということで(ナニガヤネ)、K のつぼのテーマをいろいろ考えたのですが、思いつかず、今月、JETRO のセミナーで講演したテーマをK のつぼ的に、よりマニアックに書いていきたいと思います。

経済不況においては、好況時にはあまり関心を払う必要のなかった会計基準についても、注意を払っておく必要があります。そうしないと思わぬところで足元をすくわれてしまいます。それは、資産の評価減の話であったり、引当金の話であったりします。

以下、総括的な話をして、各項目の解説をしていきたいと思います。

(1) (非貨幣性)資産の評価減

デフレという言葉聞いたことがあるかと思います。経済不況下では、物の価値が持続的に下落しています。すなわち、貨幣でない「物」を保有していると価値がどんどん目減りしてしまうのです。

一方で会計は、原則、貨幣で「物」を購入した時の貨幣価値で記録し、「物」の所有権を他者に引渡したり、「物」を消費したりした時に、費用処理をします。逆の言い方をすると「物」の所有権を他者に引渡したり、「物」を消費したりしない限り、何も処理をする必要はないということになります。

デフレ下においては、「物」の価値が保有している間にどんどん下落してしまいますので、時間が経過すれば経過するほど、その時点での「物」の価値と記録上の「物」を購入した時の貨幣価値との乖離は大きくなっていきます。

最終的に記録は財務諸表という形でまとめられますが、貸借対照表の左側に記載されている資産の購入時期はさまざまです。10 年以上「物」という形で保有している資産もあれば、今期に「物」を購入したものもあります。結果、デフレになると、上記会計の原則だけに従っていた場合、その金額は、もはや会社の資産価値を表しておらず、かつ、その金額は、過大に記載されている可能性が強くなります。すなわち、含み損が発生している状況になります。含み損があり、かつ、それが処理されていないと、意思決定に与える影響は大きいです。本当は損をかかえているのに、表面上の数値だけで配当がされたり、ある日認識していない損が顕在化して経営を圧迫する可能性すらあります。

そこで、「物」の所有権を他者に引渡したり、「物」を消費したりした時を待たずに、当該「物」の価値の下落＝含み損を貸借対照表に反映させようという会計基準があります。具体的には、以下のようなことです。

1. 棚卸資産の低価法による評価減
2. 棚卸資産の陳腐化による評価減
3. 有形固定資産及び無形固定資産の減損

(注) 1. 含み益が発生する場合、すなわち好況＝インフレ時はどう処理するのかという疑問があるかもしれませんが、回答としては「何もしない」です。益の方は、「物」の所有権を他者に引渡したり、「物」を消費したりする時まで待てということになります。

2. 有価証券、売掛金等の金融商品の場合、上記解説で評価減の説明ができません。これらは「物」ではないからです。これらについては別に説明したいと思います。

(2) 棚卸資産 低価法

棚卸資産(＝在庫)は、基本的には顧客に提供することを目的にして保有しているものです。製品のみならず、製造工程に投入される原材料も含めて棚卸資産とされます。これらの帳簿の記録は、原則、購入金額で評価され、払出単価は先入先出法や平均法といった方法で評価されます。具体的には以前Kのつぼで紹介した在庫台帳を用いて評価します。今回は先入先出法の例で見てみましょう。

商品コード#0001

日付	摘要	受入				払出			残高		
		単価	数量	金額	付随費用	単価	数量	金額	単価	数量	金額
	前月繰越								@10	10	100
3/5	新規購入	@11	5	55	5				@10	10	100
									@12	5	60
3/10	売上による出荷					@10	5	50	@10	5	50
									@12	5	60
3/15	新規購入	@9	3	27	3				@10	5	50
									@12	5	60
									@10	3	30
3/25	売上による出荷					@10	5	50			
						@12	5	60			
						@10	1	10	@10	1	10
	次月繰越								@10	1	10

日常は上記のような在庫台帳によって在庫の動き及び在庫の残高を把握していきますが、お分かりの通り、ここまではすべて購入した金額ベースの話です。低価法による評価減が問題となるのは、ここから先、決算期末です。上記の例でいうと数量 1、単価 10 の在庫が低価法評価減要否の検討対象となります。具体的には、以下のような表を作成して低価法による評価減の要否を検討していきます。

商品コード	数量	帳簿単価	時価	含み損
#0001	1	10	8	2
#0002	5	6	7	—
#0003	2	12	9	6
合計				8

(注) 景気がいい頃は損失が発生せず、上記合計が 0 となるケースも多いため、監査人が、無駄な仕事をさせてしまった方も多かったと思います。現在の環境下では実際に損益に影響が出る可能性もありますのでご留意ください。

(時価に何を用いるか?)

正味実現可能価額 (Net Realizable Value) を用います。(日本基準では正味売却価額という用語に改められたようです。)

(正味実現可能価額) = (通常の事業の過程における予想売価) - (完成までに要する見積追加原価) - (販売に要する見積費用)

とされています。販売に要する費用はどちらかというと製品の売上に付随する直接的なもの(物流費、販売手数料)をいうようです。

(洗替法(引当金)か切放し法(直接減額)か)

低価法の会計処理の方法には上記 2 つの方法があり、前者は、在庫の帳簿単価や在庫の帳簿価額を修正せず、間接的に引当金として含み損を損失処理する方法です。翌期に戻して、また新規に含み損の金額を計上することになります。後者は、逆に在庫の帳簿単価や在庫の帳簿価額を修正する方法で、翌期に損失を戻すということはありません。また、上記の在庫台帳も修正する必要があります。効果は、ほぼ同じになりますが、2 期以上保有している在庫で、評価損を 1 期目に計上し、2 期目に時価が回復したような場合には両者の結果は異なってきます。

なお、タイの会計基準も IFRS も戻し入れに関する基準があり、洗替法(引当金)が原則となります。

仕訳は以下のようになります。

(借方) 商品低価法評価損 8 (貸方) 商品低価法評価引当金 8

- (注) 1. 翌期には借方と貸方で逆の仕訳を起こします。
2. 損益計算書上、売上原価に含めて処理します。
3. 貸借対照表上、引当金は棚卸資産と相殺して表示します。
4. 税務上は、時価の客観性の証明が難しいこと、引当金方式は認められないことにより、有税処理が一般的です。もちろん、戻し入れ時に認容となります。

(原材料の低価法は?)

これはジェトロの Q&A コーナーにも寄せられた質問です。基本は、上記のとおりですが、原材料は製造を通じて最終的に製品になることが前提ですので、原材料の正味実現可能価額は、原材料の売却価格から算出するのではなく、製品の売却価格から算出する必要があります。したがって以下のステップで低価法を適用します。

- ① 当該原材料を使用する製品で評価減がなされているかどうか? 評価減されていなければ関連する原材料も評価減不要。評価減されている場合には②のステップへ。
- ② 原材料は製品に対して複数投入されるため、製品の売却価格から正味実現可能価額を算出することは不可能な場合が多い。従い、再調達価額(期末日で新たに原材料を購入した場合の金額)と比較する。

と 2 段階で行います。間違えても、いきなり再調達価額と比較することはしないでください。

また、仕掛品については、会計基準に記載がありません。私見では、仕掛品の状況によりますが、製品としての売却価格から追加原価及び販売費を控除した上で正味実現可能価額を算定し、これを原価と比較していくことになると思います。ただし、これも今後追加投入する原材料のウェイトが大きかったり、加工度合いが極めて低いために、製品単位と仕掛品の単位が異なっている場合には適用できません。この場合には、上記に記した原材料と同様の方法も認められるのではないかと考えています。

以上、まずは総括的な話、棚卸資産の低価法の話をしました。低価法は、タイでは従来から強制適用なのですが、実は、日本では2008年4月1日開始事業年度から強制適用となっています。その意味で、現在、日本でも関心が高い処理です。親会社から照会があることも十分ありますので、タイではこのような実務ですと説明できるように準備をしておきましょう。

‘‘ Bookkeeperのつぶやき。’’



嫁さんの友達主婦にこのコラムの愛読者がいて、家族のことを書くのを楽しんでいるとのこと。非常にマニアックな方ですね(^_^) ということで近況報告。家族はこの月報が届くころは、ヤボ用で一時帰国中です。私は相変わらずの留守番で犬の世話。もう1年以上、日本に帰っていないので、そろそろ帰りたいなくなってきました。次の家族のヤボ用の時(7月)と一緒に帰国しようか検討中です。でも、犬の世話はだれが?! ○○さん、お願いしてもいいですか?



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 16th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第11回 駐在員のための会計基礎講座 - 経済不況下の会計 -

巷では、ソクランが終わり、赤シャツ軍団も去りましたが、ゴミと経済不況だけが残りました。弊社が入居しているビルのあるシーロム2丁目はシーロム通りの入り口です。ソクランは4月16日の早朝まで延々と騒いでいたらしく、出勤した時は、歩道はゴミ捨て場、ゴミ処理のための集積所さながらの異常な光景でした。

お祭りですので、騒いで盛り上がったらいいとは思いますが、あくまでも、一般の道ですので、最低限のモラルやマナーは守って欲しいと思います。今回の経済不況も、結局、自身の利益や便益を最優先として、モラルを忘れた結果、招いたもので、このゴミの山と何かつながるような感じがしました。

個々には何かおかしいと感じつつ、モラルを忘れてしまう集団心理というのは、デモでもソクランでも企業内部でも恐ろしいものですが、その集団心理の暴走を止める上でも、精神的にも物質的にも「足るを知る」ということを集団の中で共有することは非常に重要だと思います。できれば、今回を教訓に国家も企業も、成長、成長と騒がずに、適度な成長を目指すような文化、体質になって欲しいと思います(国王陛下の Sufficient Economy ではないですが、、、)。急激な成長は、必ず歪みをもたらします。「足る」ことを忘れた代償はかなり大きいのではと思います。

精神論はさておき、今回、テーマにしている「経済不況下の会計」は、(こじつけですが、、、)街に捨てられたゴミをいかに整理して、もとのきれいな街(バランスシート)に戻すかというテクニックの話です。前回の続きである、個別の評価減の話に戻しましょう。

(1) 棚卸資産：陳腐化による評価減

前回述べたように棚卸資産(=在庫)は、基本的には顧客に提供することを目的にして保有しているものです。原則として、他に売却したり、製造工程に投入して消費をしたりしない限り、これらを費用として認識することはありません。逆の言い方をすると、他に売却したり、消費をしたりしない限り、棚卸資産という会社の資産として、購入した時の金額で評価され続けることになります(低価法適用の場合を除く)。

ところが、いつまでたっても、棚卸資産のままで、販売もしくは消費されずに残ってしまっている場合があります。もしくは年に数個程度しか販売ができないのに、数千個、数万個の在庫を抱えてしまっている場合もあります。「売れてなんぼ」という言葉がありますが、極論すると、売れない限り、これら在庫は会社の財産としては無価値であり、貸借対照表の資産として載せる価値がないということになります。売れない、使用できない要因として以下のような要因を、よく耳にします。

- 在庫の発注ミスで大量の在庫を抱えてしまった。
- 顧客からの受注がキャンセルとなり、大量の在庫を抱えてしまった。
- 特殊仕様の在庫を見込み発注していたが、設計変更により顧客からの受注が止まってしまった。

- 顧客に対する契約上の義務として保守用に部品を一定期間保管しておく必要がある。

経済好調、販売好調時には、追加費用等をあまり気にせず、必要量を残して廃棄といった意思決定も容易であったと思いますが、業績不振の時には、そう簡単には、廃棄の意思決定をできずにどうするか思案をめぐらしているケースも多々あると思います。簡単に廃棄してしまうのは確かに「もったいない」ですので、物質的な処理をどうするかというのは、時間をかけて検討しても問題ありません。

一方で会計的には、業績が好調か否か、廃棄をしているか否かにかかわらず、将来、販売見込みがないもの、不明のものについては、在庫評価を減少させ、評価損を計上する必要があります。

（どのように評価損検討対象アイテムを抽出するのか？）

取り扱いアイテム数が少なければ、一品毎に実質的に評価損計上の要否を検討していけばよいのですが、取り扱いアイテムが多い場合、全アイテムを検討することは、時間的に無理なことがあります。この場合には、まずは、形式基準で実質検討する対象アイテムを絞り込むということが行われます。ただし、もちろん、形式基準の対象にならないものであっても、管理者として金額的に重要な販売可能性のない在庫が存在していることを知っている場合には、追加で検討対象として抽出しなければなりません。

形式的な検討対象アイテムの抽出基準としては、在庫の通常の回転期間を考慮し、長期間、出荷（出庫）がないものや出荷（出庫）があっても少量のアイテムを在庫台帳（ストックカードのデータ）から抽出するというようなことが行われます。

例えば、在庫の通常の回転期間は 3 ヶ月程度なので、1 年以上、出荷が全くないものは、明らかに異常であり、何らかの販売できない事情があると推定され、よって、「1 年以上、出荷が全くないものは抽出対象とする」というような基準を設けるといった具合です。また、より厳しく、期末の在庫量が過去 1 年間の出荷量に比して、2 倍以上のもの、すなわち、「過去のデータから、完全に在庫を販売できるまでに将来 2 年以上かかることが推定されるものは、過大な在庫を有しているとして、これを抽出対象とする」というような基準を設ける場合もあります。基準については会社の常識的な判断で、監査人と協議しながら設定することになると思います。

決算期 2009 年 3 月期

基準 A: 1 年以上、出荷が全くない商品を在庫台帳から抽出

商品名	最終販売日	在庫数量	抽出判定
X01	2009 年 2 月	50	×
X02	2008 年 2 月	100	○
X03	2008 年 4 月	150	×
X04	2007 年 12 月	70	○

⇒ 基準 A によれば、X02 と X04 が実質的な検証対象となります。

基準 B: 期末の在庫量が過去 1 年間の出荷量に比して、2 倍以上のもの

商品名	過去 1 年間の販売数量	在庫数量	抽出判定
X01	30	50	×
X02	0	100	○
X03	20	150	○
X04	0	70	○

⇒ 基準 B によれば、X02 と X04 に加えて X03 も実質的な検証対象となります。(基準 B の方が、完全に滞留している在庫だけでなく、動きの緩い在庫を抽出することができます。)

注意して欲しいのは、抽出、即、評価減ではないということです。抽出されたものについては、明らかに異常な状況を示していますので、評価減が必要でないという合理的な反証が求められているということです。 合理的に反証できなければ、評価減となります。

(合理的な反証とは?)

合理的な反証とは、将来販売できることを示す証拠資料です。例えば以下のような資料です。これらを社内資料として整備し、会計監査にも備えることとなります。

- 販売の契約書や注文書
- 顧客からの内示情報
- 顧客から聴取した販売予測資料
- 引取の確約書
- その他

(評価減の金額は?)

評価減の実質的な検討の結果、販売可能性がないと判断されたものは、最終的には廃棄せざるを得ないということです。スクラップ価格を残して、全額評価損を計上する必要があります。一方で合理的な反証はないが、販売可能性がないと断定もできないものについては、評価減の金額をどうするか悩ましいところです。私見ですが、可能性の問題としても最低でも 50% の評価減は必要と思います。なぜなら既に滞留しているという事実があるからです。

なお、JETRO の Q&A で、「価値は経年で変化しない」が評価減は必要か? というものがありました。これは在庫の経年による物理的劣化の問題と経済的陳腐化の問題を混同したために生じた疑問と思います。あくまでも販売できなければ、会社にとって無価値ということを念頭において評価減の金額を算出する必要があります。

(保守パーツの処理は?)

保守パーツの処理は、上記の方法を真正直に適用すると、さまざまな問題が発生します。いつ起こるかかわからない保守や修繕を待つことになるので、基準を適用するとほとんどが評価減の検討対象となる可能性があります。また、アイテム数も多数に上るのが通常で、実質判断が極めて困難です。

従って、実務的には形式基準による抽出及び形式基準による評価減の算出が一般に推奨されています。例えば、以下のような基準です。(あくまでも例えばですので、会社の状況にあわせ、独自の基準を策定してください。)

パーツ保管期間	評価減率
1 年	10%
2 年	30%
3 年	50%
4 年	70%
5 年	100%

パーツ廃棄自身の判断と評価減の判断は別である点に留意ください。実質判断が事実上できないということに基づいてこのような基準を設けておくことが保守的に望ましいということです。

(洗替法(引当金)か切放し法(直接減額)か)

低価法の会計処理の方法には洗替法と切放し法の 2 つの方法がある旨を、前回、述べましたが、陳腐化による評価減の場合は、実務上は洗替法(引当金)が一般的です。

損益計算書上の表示区分は、通常は売上原価に含めることになります。明らかに異常な要因に基づくものは、販売費及び一般管理費または営業外費用として計上することも可能な場合があります。

ということで、会計監査でも、在庫の評価というのはかなり議論になるところで、メーカーや販売会社の会計監査では、もっとも重点的に監査する項目といっても差し支えないと思います。従って「合理的な反証」を含んで、事前にきちんとした準備対応が必要となりますので、留意してください。

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



デジカメも購入し、今更ながら、何か暇つぶしになればと、ブログをインターネットに書きはじめました。思ったよりも、かなり、簡単にできるものですね。(簡単すぎて。あまり暇つぶしにはなっていない。。。) これだけ、手軽だといろいろな人が書いて、様々なブログが乱立するのめわかるような気がしました。自分的には、あまり他人に見せて情報発信するような大げさなものでなく、写真も貼り付けられる日記として、細々と更新していこうと思っています。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 16th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第12回 駐在員のための会計基礎講座 - 経済不況下の会計 -

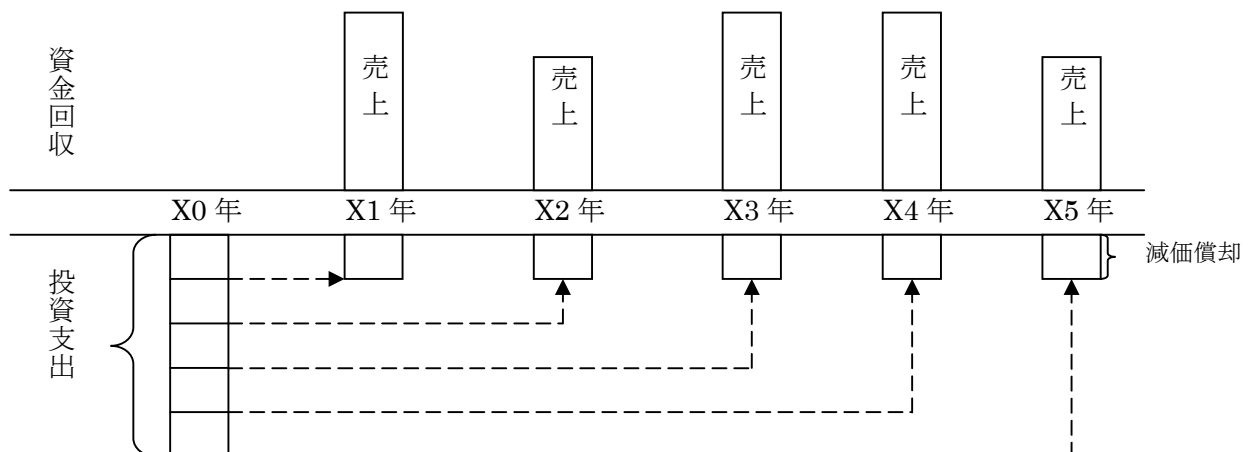
今回から、経済不況下の会計の王様といってもよい固定資産の減損の話をしてしたいと思います。今月、3月決算の決算発表が相次いでなされ、多くの企業が巨額の損失計上を余儀なくされたことは、新聞等をご覧になって、よくご存知のことと思います。損失の理由としては、構造改革費用という訳のわからない説明の時もありますが、減損による損失を余儀なくされたという会社もかなりたくさんあったと思います。

ちなみに私が日本にいた時代は、「構造改革費用」というのは、企業がV字回復を「演出」したいためによく用いられた項目でした。。。(今はわかりません。。)ただ、構造改革費用の内容については、後日公表するというような新聞記事を見る度に、たいした変化はなさそうだというのを感じます。内容が確定しないのに何十億円、何百億円も計上できてしまうのですから。。(^;)

話を元に戻して減損の話です。減損は、現在のような経済不況において、多くの場合、顕在化してきます。減損という言葉は日常で使用する言葉ではありませんので、得体の知れない「負のイメージ」がありますが、まずは「減損」とは何かということから説明したいと思います。

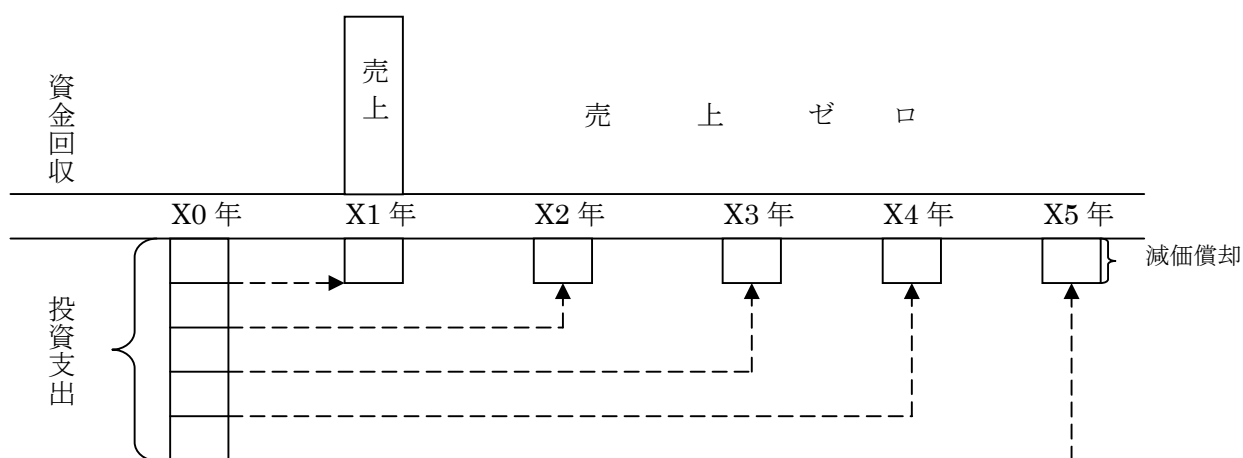
(1) 固定資産の減損って何？

いわゆる有形固定資産(建物、機械設備、工具、備品、家具等)は、特に将来販売を目的として保有するものではありません。会社が、購入後、それらを使用することによって、会社の事業、収益獲得に役立てるものです。自己資金で購入するのか、借入やリースで購入するのかという資金調達の話はありますが、基本的に購入時にサプライヤーに対して支払いを行い、この時点で固定資産に対する投資(資金支出)は完了してしまいます。長期間の使用を通じて、事業を展開し、あるいは製品を製造し、売上及び利益を計上することにより、投資を分割で回収していきます。投資とその回収には時間差がだいぶありますので、投資金額は使用期間に分割し、配分すること(いわゆる減価償却)により、売上という投資資金の回収に対応させていきます。図にするとこんなイメージです。



このような図のイメージで実際に進んでいけば、減損の必要性はありません。実際、企業が設備投資するにあたっては、こういうイメージで投資資金を回収しようとしたはずです。計画時に、既に投資資金も回収できないことが見込まれる場合には、そもそも設備投資をするべきではないということとなります。

減損は、設備投資後の話です。投資後、企業をとりまく環境、顧客の状況に変化が起こり、計画どおりにいかない場合が多々発生することがあります。計画以上に売上や利益が計上できれば、会計的にはもちろん何ら処理の必要がありませんが、逆に業績不振に陥った場合、極端な話、受注 0 で製造設備の稼働が止まってしまった場合、先の図はこんな感じになってしまいます。(X2 年以降、売上 0 となったケース)

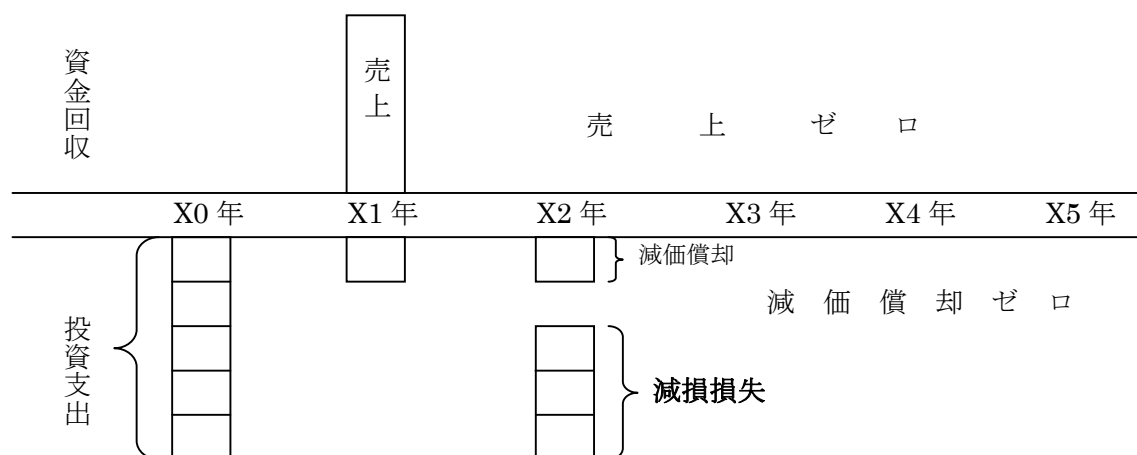


これでは減価償却を通じて投資支出を回収できません。減価償却は投資回収を目的にしているわけではなく、時の経過に応じて投資原価を期間配分するだけです。減価償却の継続という点に関しては問題ありません。一方で投資原価を貸借対照表に計上される固定資産の資産価値としてみた場合には、問題が発生します。棚卸資産の時に「売れてなんぼ」という話をしましたが、上記の例でいうと、使用されず、資金が回収されない資産は、会社にとっては無価値となります。

若干それますが、資金回収の仕方は問いません。上記の図は、製品販売等による売上や利益による回収をイメージしていますが、もし固定資産そのものの時価が増加していれば、最終的には固定資産を売却すれば、投資原価を回収できることになります。どのような方法、あるいは方法の組み合わせであるにせよ、投資した資金が回収できるかどうかということがポイントなのです。

話を元に戻して、上記のような投資資金を回収できない固定資産について、減価償却を通じた期間配分とは別に、一括で投資原価の回収不能見込額を評価減することを「**減損**」といいます。

上記の例でいうと、こんな図となります。



上記は、投資回収が全く見込めない極端な例です。もし、遊休設備があり、そのまま放置されているような場合には、この例と類似した処理となります。

イメージが湧いてくると、上記例とは異なり、受注が減少したが、ゼロになっていない場合にはどうするか、どのような場合に減損が必要となるのか、損失金額はいくらにするべきなのか、等々疑問が多々出てくると思います。今度は、減損の第一ステップである減損の兆候の把握に移りましょう。

(2) 減損の兆候の把握

在庫のところでも述べましたが、減損しているかどうか、全固定資産についてやみくもに検討しては、保有固定資産アイテム数が多い場合には、実務上、対応できなくなります。したがって、まず、減損の兆候があるかどうかを検討し、兆候が認められる固定資産について減損テストを実施するという手順を踏むことになります。

減損の兆候ですが、IFRS 上もタイの会計原則上も以下のような事象が発生していないか最低限、検討するとされています。

(外部情報)

- (a) 当期中における時間の経過または正常な使用によると考えられる以上の資産の市場価値の低下

→ イメージしづらいですが、特に建物や土地について不動産価格の大幅な市場価格の下落を意識した規定と思います。

- (b) 企業が営業している技術的、市場、経済的もしくは法的環境において、または資産が利用されている市場において、当期中に企業にとって悪影響のある著しい変化、または、近い将来に発生すると予想される同様の変化

→ まさに大部分の会社が、現在おかれている状況だと思います。経済不況によって悪影響のある著しい変化が発生している場合には、減損の兆候ありとみなされます。

これ以外に、(c)市場利率やその他の市場収益率の当期中の上昇や(d)企業の株式の市場価値を超

過している純資産の帳簿価額が要検討例として規定されています。

(内部情報)

(e) 資産の陳腐化または物的損害の証拠

(f) 資産の利用範囲または方法に関して、当期中に企業に悪影響のある著しい変化が発生し、または近い将来に発生すると予測される変化

→ 例えば、資産廃棄の決定等はこれに該当します。要するに翌期廃棄するという決定をしても今期減損の兆候ありとなります。

(g) 資産の経済的成果が予測していたより悪化するであろうと示す内部報告

私の経験上ですが、タイで減損の兆候ありと会計士から指摘を受けるケースとしては(a)(b)及び(f)が多いのではと思います。特に(f)は盲点ですので留意してください。これで揉めたケースを結構知っています。次回以降、具体的な減損テストの説明に入りたいと思います。

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



ようやく、だらだらと続いた連休シーズンも終わりました。どうも 2-3 日仕事に行って、また、休みということをやり返すと生活のリズムが掴みづらいですね。おまけに月初に休みが集中していたため、会計税務業務が月初に集中する弊社としては、仕事日はボリュームや調整におわれ大変でした。タイの祝日はどうも月の月上旬に集中しているように思うのですが、気のせいでしょうか？（今度は 7 月が怖い。。）1 年以上続いているフィットネスもちょっとサボリ気味なので、こころで生活のリズムを引き締めていかなければ、、、



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成（総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成）、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料（関係会社向け連結パッケージ）の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅（日本国公認会計士）

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 16th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co., Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第13回 駐在員のための会計基礎講座 - 経済不況下の会計 -

今月の新聞で、2つの会計関連の記事が、個人的に目を引きました。ひとつは金融庁の企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告・案)」を公開して、2015年から2016年にかけて日本でもIFRSを強制適用するという記事、もう一つは、記者のコラムで、欧米の専門家を取材した結果として、今までの反省にたち、今後の会計の進むべきキーワードは、「常識と簡素化」だというような記事です。これらを見て、(いくら反対しても、)IFRSの適用はもはや避けて通れないんだなということと、「常識と簡素化」ということを是非、忘れず肝に銘じて、IFRSの今後の改定、検討を進めて欲しいということを強く思いました。

具体例としては、その新聞記事でも紹介されていたとおり、自社が発行する社債の格付けが下がった結果、利益が増加する、(逆に社債の格付けが上がると利益が減少する)というようなことは、明らかに「常識」から乖離した処理だと思います。資産を時価評価したなら、負債も時価評価しないと整合性がとれないというのが、そもそもの基準制定の理由ですが、決算発表で「自社の信用力があがり、損を計上する結果となりました。真に申し訳ありません」と説明されても99%の人はわからないし、納得もできないと思います。(基準導入当時冗談のように言っていましたが、実際に欧米で、事例があったようで、今更のように疑問視されているようです。)裁判員制度と同様に、一般の人々の常識力がこの世界でも必要とされているのだと思います。このような常識はずれな会計基準をKのつぼで紹介するつもりは毛頭ありませんが、IFRSの細かな部分、例えばIFRICsと呼ばれる解釈指針における記述のように、細部に行けば行くほど、首を傾げたいくなるような規則が多くなるのは事実です。是非、強制適用の前までに、今一度、見直して欲しいと思います。また、自戒の念もこめて、実務家も基準を杓子定規に適用することなく、常に常識と比較してどうかということを念頭に置くべきだと思います。「基準」は、所詮は人が作ったものであり、「万能」ではないでしょうから。。

それでは、減損会計はどうかということですが、これは、常識に照らしたとしても恐らくはこれからも残り続ける基準だろうと思います。原価基準の限界を補うような役割で、これがないと貸借対照表は、会社の実態を表さなくなる可能性があるからです。それでは、話を前回の続き(減損の兆候)に戻しましょう。今回は、第2ステップに移り、具体的にどのように減損額を算出するのかということに話を進めたいと思います。

(1) 固定資産の簿価と比較するもの(回収可能価額)

前回は、概括的に投下した資金と回収できる見込み資金を比較して減損という概念を説明しましたが、実際に実務で適用する場合、それほど単純にはいきません。何故なら、通常、固定資産は、単体で収益を生み出すものではなく、個々の固定資産が集まって、事業資産を構成し、その事業資産を一体で運用することにより、収益を生み出しているからです。単純に個々の固定資産の簿価と将来資金回収見込額を個々に比較すれば済むと言う訳ではないのです。また、回収見込資金としても、直接的な資産の売却なのか、使用によって間接的に得られる回収額なのかという問題もあります。

まず、後者の問題について、用語として、回収見込資金のことを「回収可能価額」といい、IFRS(タイの会計基準)上は、2 種類の回収可能価額があるとしています。ひとつは、「正味売却価額」、もうひとつは「使用価値」です。どちらか大きい方を回収可能価額として用います。

1. 正味売却価額

これは、非常に単純なもので、固定資産について売却したらどれだけ資金を回収できるかということです。資産の時価から売却費用見込額を控除して算定します。(不動産等は鑑定評価書、中古機械市場がある場合にはその価格等を参照します。) ただし、不動産等を除き、実務上、把握が困難なケースも多いです。

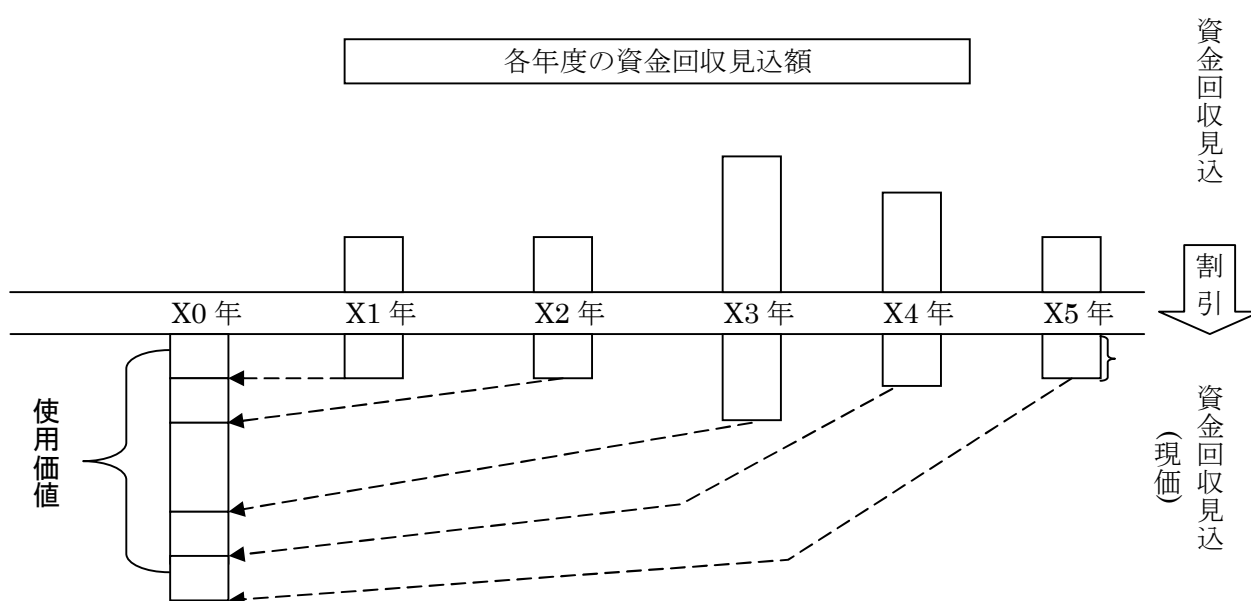
2. 使用価値

これは、固定資産の使用を前提にして、事業を継続することにより生み出される資金回収見込額、使用後の処分価額見込額によって算定されます。こちらの算定は、技術的にはもちろん可能ですが、労力的に結構、骨です。。

留意点は、以下の通りです。

- 事業継続により生み出される資金回収見込額は、長期にわたるため、「現在価値」への割引計算が要求されます。
- 原則として現状の事業が継続することを前提にします。将来の追加投資やリストラは加味しません。これを忘れて、現状のキャパ以上のバラ色の見込みを提出する例がありますが、完全に NG となります。
- 将来収入は、直近のオフィシャルの予算をベースに市場予測他を加味して最長で 5 年間で具体的に見積もり、その後、資産(もしくはグループを構成する主要資産)の残存耐用期間にわたり、一定の(あるいは逡減する)合理的な成長率で見込んでいきます。

下記は、使用価値を用いたイメージ図です。(紙面の関係上、残存使用期間 5 年としています。)



(2) 比較の単位(グルーピング)

減損関連でグルーピングという言葉を目にした方も結構おられるかと思いますが、固定資産簿価と回収可能価額の比較をする際の、比較の単位のことです。先に述べたように特に使用価値を算定する際、複数の固定資産を使用することにより事業を継続させ投資回収を見込むということが通常です。それ以上、分解しても、その分解された単位では事業としては成立せず、資金も回収されないという意味での、最小の単位で資産を分類(グルーピング)し、比較の単位とする必要があります。この単位のことを「資金生成単位」といいます。

タイの日系子会社を前提にする限り、あまり、難しく考えず、原則、製造する製品(群)の事業単位が資金生成単位となり、その単位で比較を行うということを覚えておけば、良いかと思います。

かくして、事業単位毎に、固定資産の帳簿価額合計と回収可能価額(正味売却価額又は使用価値いずれか大きい方)を比較し、後者が低い場合には、その差額を減損損失として認識することになります。

(3) トピック

以下、具体的に計算を進めていくにあたって、疑問を持つであろうトピックについて述べます。

(ア) 全社資産、共用資産をどうするか？

複数の事業(資金生成単位)を有している場合で、主要な資金生成単位に減損の兆候がある場合には、全社資産(例えば一般管理部門の入っている建物)に減損の兆候がある場合が多いと思われます。この場合には、原則「合理的な配分方法」で当該全社資産帳簿価額を各資金生成単位に配分することになります。(例えば、各資金生成単位の帳簿価額を残存耐用年数で加重平均した数値で配分等) これら全社資産の帳簿価額を配分した後の各資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額を比較することとなります。

(イ) 使用価値を見積もる際に使用する割引率をどうするか？

この算定は、具体的にやろうとするとかなり難しいです。基準上は「同じようなリスクを伴う投資について市場が想定する割引率」でなければならない等云々、いろいろと書かれていて混乱するのですが、実務的には、結果として資金調達の影響を受けない(税引前の)加重平均資本コスト(WACC)を何らかの方法で算定し、さらに多少の調整を加えて適用することになると思います。なお、このWACCなどを算定する「資産資本評価モデル」(CAPM)に関する解説は、投資理論に関する教科書1冊書けるくらいのボリュームとなってしまう、また、その算定方法も微妙に教科書毎に異なっています。私自身も理屈ではわかっても、例えば β 値の算定を具体的に自分で行う際は、もはやエクセルの関数任せにならざるを得ないような按配です。(すなわち、ここで簡単に紹介することはできず、お手上げでございます。orz) したがって、ここでの詳細を割愛しますが、合理性がある限り、かなり幅があるものだと理解しておいてください。もちろん、単一のものでもなく、企業によって、あるいは国によっても、かなりばらつきがでます。(大体、4、5%から10%の間とは思います。) 実際に素人が算定する場合には教科書と首っ引きで算定する必要があります。

(ウ) 直接減額か引当金か？

実は、回収可能見込額が回復した場合にはIFRS上は、減損損失を戻し入れすることが、可能となります。それに容易に対応するため、原則は引当金方式をとります。減損済の資産について減損前の減価償却費を計上するとともに、減損対応分の引当金の戻しを減価償却費と相殺することとなります。

(エ) タイの法人税法上の扱いは？

法人税法上、減損損失は損金算入できません。有税加算となります。(ウ)で述べたように減価償却を通じて引当金を戻しますので、いわゆる「将来減算一時差異」に該当し、税効果会計の対象となります。

以上、減損について述べてきましたが、基本的なコンセプトは、資産の評価減共通のものであり、非常に単純です。そこに固定資産としての特殊性、すなわち使用価値という概念や資金生成単位といった概念を加味することとなります。

経理の専門でない駐在員としては、全体の減損の流れを理解した上で、減損の兆候が無いか、兆候がある場合には、必要に応じて使用価値算定のための将来の正味キャッシュインフローの見積作成に協力し、詳細な計算は経理スタッフに任せることになろうかと思います。

監査人や本社から突然「減損の兆候あり」と指摘があった際にもあわてないようにしてください。(^^)

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



レーシック手術を受けました。元の視力は 0.04-5 くらいだったので 1.0 に回復して別世界のようにすう、ゝゝ(^ ^)ゝと書きたいところですが、現在はリハビリ中で、目を無意識のうちにこすらないように、サングラスと伊達メガネを併用して手術前と何も世界に変わりはありません。(就寝時は専用の仮面ライダーアイマスクを使用) 嫁さんにも頭を洗ってもらい、プチ介護生活のようです。手術自身は視力も回復しており、成功のようなのであと少しの辛抱、辛抱。。とにかく早く裸眼でゴルフがしたい！(^^;



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ **小林 一雅** (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 16th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第14回 駐在員のための会計基礎講座 - 経済不況下の会計 -

このテーマで続けているうちに、世の中は少し明るさを取り戻し、弊社の顧客でも業績を回復しつつある会社が増えてきました。(〃)(少しテーマの開始が遅すぎたのかもしれませんが。。。)この半年間、顧客とのミーティングの都度、ひたすらクラーイー話を聞かされ続けていたので、こちらも連鎖反応で暗くなってしまうということも多かったように思います。ぜひ、程々になるまで(〃; 景気が明るくなって欲しいと思います！

ということで、K のつぼ的に時機を逸しつつある感が、月々、増加しておりますので、今回くらいでこのテーマは終わりにして、次回からは、もう少しタイ実務の日常的な話題に戻ってみようか等と思っています。

さて、今まで、資産に投下した資金が、きちんと資金という形で再度回収ができるのかという観点から話をしてきました。難しい言葉でいうと非貨幣性資産の回収可能性という観点から、棚卸資産、固定資産の評価減ということをテーマにしました。すなわち、資金 → 資金以外の資産 → 資金という循環サイクルが、ある意味、「資金以外の資産」のところで目詰まりを起こした時に、入り口の資金(投下資金)で評価されている「資金以外の資産」を出口の資金(回収可能な資金)で評価しようというのが、共通の底流に流れる発想だったと思います。

今回は、上記とは性格を異にする事象を見てみましょう。

- 資金自身が傷んでしまう。例えば、取引先が倒産して売上債権が回収不能となってしまう、事業投資先の業績が不振で株式評価減が必要となってしまう、余剰資金を上場株式で運用していたが、期末に株価が下落してしまった、というようなケースです。これらはいわゆる資金の範疇内(事業投資先は異論があるかもしれませんが、)の話で、「非貨幣性資産」という観点とは、少し毛色が異なります。ただ、「回収可能性」という意味では共通点があり、以下、簡単に概説したいと思います。
- 資産の評価と離れて、損失をある程度先取りして計上するということが起こります。例えば、リストラチャリングに伴い、従業員の人員整理を行う計画を有した場合、債務者の業績不振に伴い保証債務履行の可能性が高まっている場合などはこれに該当します。すなわち、引当金の話です。これも簡単に触れたいと思います。

(1) 資金の傷み

1. 売上債権の貸倒

会社は、通常、顧客に棚卸資産(商品、製品他)を販売し、売上を計上することによって資金を回収します。資金は、現引きで納品後、すぐに現金や小切手で回収することもあります。継続的な顧客の場合には、1ヶ月や2ヶ月という与信期間を設けているのが通常です。表現は変ですが、資金は「売上債権」という形で回収されます。売上債権は法律적으로는金銭債権であり、会計的には営業資金の循環が終了し回収されたかのように処理されます(すなわち利益が認識されます)。現実には、売上債権は信用期間経過後に顧客から現金(あるいは小切手や預金)で、最終的に回収されることとなり

ます。会計上は、売掛金が現金回収されても利益は認識されず、単に資金が形態を変えたかのように処理します。(深く考えていると不思議といえませんが。。)

ところが、顧客の業績不振で、与信期間を超えて現金による回収ができず延滞したり、倒産してしまい、現金による回収が不能となる場合があります。資金の形態変化のところで目詰まりしたような事象です。これらの場合には回収不能額を個別に見積もった上で貸倒引当金を計上する必要があります。回収不能額は、形式的には、顧客の財務内容に基づいて担保資産や保証金がある場合にはこれらを差引き、あとは無担保債務と担保非提供資産の割合、倒産確率等で見積もりますが、この他に延滞期間の長短、顧客との面談状況、法的整理の状況をみて実質的に見積もることになります。

場合によっては、履行条件をリスケジュールするケースもあるかと思いますが、長期にわたる場合には、現在価値に割引計算し、額面との差額を貸倒引当金として計上することも必要となります。(また、現在価値が出てきました。。)

(注) 1. いわゆる過去の貸倒実績に基づいて計上する一般貸倒引当金は、タイの日系企業の状況では適切ではありません。顧客数がそれほど多くない通常のタイの日系企業でこれを適用すると、大型倒産があった時に実績率が非常に高くなり、実態を離れて貸倒引当金が大きくなることになりかねません。

2. 回収不能が確定した段階で引当金と売掛金を相殺します。いわゆる直接減額(Write Off)です。

2. 非上場投資有価証券の減損

先に述べたように資金の傷みかどうかは議論があるところですが、株式という有価証券(金融資産)の価値が減少する場合です。通常であれば、事業投資先の非上場株式は取得額で評価され、売却等が無い限り、そのままの評価となります。業績が変動しても何も会社の帳簿に反映させることはありません。ところが、この業績不振により事業投資先の事業が極端に悪化する場合があります。このような場合には、前回述べた固定資産の減損同様に有価証券の減損検討が必要となります。

財務内容悪化の内容について、会計基準は具体的に述べていませんが、実務上は、1株当り簿価純資産と1株あたりの株式帳簿価額を比較して 50%超下落しているかどうかで判定しているところが多いようです。(これは日本の税法基準や会計原則を参考にしたものといえると思います。)

あとは、この財務内容悪化を一時的なものとしてみるのか、回復不能なものとしてみるのかということを検討します。投資先から、今後の事業計画、再建計画を入手し、あるいは面談、その他調査を実施し、慎重に検討する必要があります。経営者として回復に確信が持てず不透明ということであれば減損損失を認識する必要があります。

(注) 1. 誤解している方がよくおられますが、1株当り簿価純資産は「財務諸表上の株主資本合計」÷「発行済株式総数」で計算します。株主資本合計は、払込資本金(Paid-up Capital)から欠損金(Deficit)を差し引いたものです。余談ですが、これがマイナスになると債務超過を意味します。資本金を発行済株式総数で除した額面のことではありませんので留意ください。

2. 回復可能と判断し、減損しない場合には、会計監査に備えるため、きちんとした説明資料を準備しておく必要があります。

3. 余剰資金を上場有価証券で運用しているような場合、会計基準上、「時価評価」となります。従い、上記とは異なり、相場が上昇していた場合には評価益を損益計算書上計上し、逆に相場が下落した場合には評価損を損益計算書に計上することになります。これらは、ほぼ自動的に行われ、経営者の判断の余地はありません。これも余談ですが、今、新聞紙上を

販わせている IFRS の改定は、余剰資金の運用で保有している上場有価証券以外の上場有価証券(その他有価証券で時価のあるものに該当)についても、この処理を強制しようとするものです。これにより、株式の評価損益が自動的に損益計算書に反映されてしまうため株式の持ち合いがしにくくなるといわれています。

(2) 引当金

1. 人員整理

いわゆる解雇をする場合には、タイでは法令で決められた解雇手当を最低限支払う必要があります。また、希望退職募集する場合も、好条件の退職金を支払うのが通常です。

支払うべき金額を費用・損失として計上することについて疑いはありませんが、会計的にこれら人員整理に伴う費用・損失をいつ認識するべきかということが問題となります。考えられるタイミングとして、

- 企画立案の段階
- 取締役会の決議や親会社の正式指示があった段階
- 支払った段階

と考えられますが、会計基準に従えば正式な人員整理の計画を得た段階で、かつ、撤回する可能性がない場合、すなわち2番目の段階で費用、損失を引当金として計上するべきとされています。計画には、以下の項目が最低含まれていなければなりません。

1. 対象となる従業員の所在(工場名等)、職能及び概数
2. 職能別の解雇給付(希望退職金)の額
3. 計画実行時期(できるだけ早期である必要があり、撤回する可能性を生じせしめるような長期のものは不可)

(注) 1. 逆の言い方をすると上記項目を盛り込んだ計画を機関決定(取締役会決議等)しない限り引当計上することはできません。社長指示に基づいて経理担当が鉛筆を舐めて数値を作り引当計上しているような事例が、過去に見受けられましたが、現在の会計上は不可ということになります。

2. 忘れてはならないのは、従前に積んでいた退職給付債務の再計算です。これをしないと費用、損失の2重計上になってしまいます。人員整理に伴って多額の退職給付戻入が発生する可能性があり、性格としては上記解雇給付(希望退職金)と相殺されるべきものです。
3. 人員整理を含むいわゆるリストラクチャリング費用(構造改革費用)の計上できる範囲については要注意です。例えば組織変更に伴う人材の配置換えや教育の費用等は、将来の事業遂行にかかるものであり計上することが出来ません。

2. 保証債務

他の会社 to 便宜を図るため、当該他社の債務(借入金や買掛金)を保証しているような場合があると

思います。当該他社の業績が芳しくない場合には、保証債務実行の可能性が高まりますので引当金計上が必要となります。引当額としては保証履行額となります(担保部分を除く)。一度履行となると巨額となる可能性があり、保証先の業績には十分な留意が必要です。IFRS の附録調に記載すると以下ようになります。

	保証債務履行し実損発生の可能性が極めて高い(会社が債務超過、倒産他)	保証債務を履行し実損発生の可能性は高くないが、可能性はある。	保証債務履行し実損発生の可能性が全く無い。(保険や担保でカバーされている場合他)
引当金認識の要否	引当金計上が必要	引当金計上は不要	引当金計上は不要
財務諸表注記の要否	引当金の注記必要	保証債務の注記が必要	注記は不要

以上、経済不況化の会計をテーマに話をしてきましたが、会計をうまく利用して将来の足かせになる負の要因をできるだけ早期に整理しておきましょう。将来、景気が回復してしまったのに、未だ負の遺産に苦しむことのないようにしてください。(Good Luck !)

。。Bookkeeperのつぶやき。。



暇にまかせて、いまさらながら文字も含めタイ語を再勉強しています。いろいろな再発見があってなかなか面白いです。最終的な目標は、望みは高く、仕事(会話と文書)を全部タイ語で行えたらいいなあというのですが、なにせ弊社従業員の平均年齢は 20 代中盤、若者言葉(パサーワイルン)は、日常会話ですらかなりついていくのが厳しい。。。専門用語を若者言葉で話す。。。道のりは長そうです。(Good Luck !)



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 16th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th